

# 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する 政令の概要

## 1. 改正の背景

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「法」という。）では、我が国において絶滅のおそれのある野生動植物の種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）を国内希少野生動植物種として定め、その捕獲、譲渡し等を禁止することにより種の保存を図っている。

国内希少野生動植物種の指定対象種は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号。以下「施行令」という。）に規定されており、国内希少野生動植物種の選定に係る実態調査を環境省において実施し、その個体数が著しく減少しているなどの基準に該当したもののうち、種の存続の困難さによる視点、施策効果による視点等も加味して候補種を選定し、近年年間30～60種程度の国内希少野生動植物の指定を進めてきたところ。

今般、上述の実態調査等により *Hynobius abuensis*（アブサンショウウオ）等の32種について、個体数、分布その他の必要な生息・生育情報が得られ、その保存を図る必要があると認められることから、新たに国内希少野生動植物種として追加する必要がある。

## 2. 改正の概要

国内希少野生動植物種の追加（施行令第2条第3号、別表第1の表2、別表第4関係）

施行令第2条第3号、別表第1の表2及び別表第4を改正し、国内希少野生動植物種として32種を追加し、このうち特定第二種国内希少野生動植物種として25種を、捕獲等の規制を適用する卵として26種の卵をそれぞれ指定する。

（今回指定する種の一覧は別紙1参照。）

(別紙 1)

表 今回指定する国内希少野生動植物種一覧(別表第1の表2関係)

綱名	種名	卵・種子の指定	特定第二種	
四 両生綱	さんしょうお科			
	1) <i>Hynobius abuensis</i>	( アブサンショウウオ )	●※1	●※2
	2) <i>Hynobius akiensis</i>	( アキサンショウウオ )	●※1	●※2
	3) <i>Hynobius akan</i>	( ヤマガチサンショウウオ )	●※1	●※2
	4) <i>Hynobius boulengeri</i>	( オオダイガハラサンショウウオ )	●※1	●※2
	5) <i>Hynobius dunni</i>	( オオイタサンショウウオ )	●※1	●※2
	6) <i>Hynobius fossigenus</i>	( ヒガシヒダサンショウウオ )	●※1	●※2
	7) <i>Hynobius guttatus</i>	( マホロバサンショウウオ )	●※1	●※2
	8) <i>Hynobius hidamontanus</i>	( ハクバサンショウウオ )	●※1	
	9) <i>Hynobius ikioi</i>	( ベッコウサンショウウオ )	●※1	●※2
	10) <i>Hynobius iwami</i>	( イワミサンショウウオ )	●※1	●※2
	11) <i>Hynobius katoi</i>	( アカシサンショウウオ )	●※1	
	12) <i>Hynobius kuishiensis</i>	( イヨシマサンショウウオ )	●※1	●※2
	13) <i>Hynobius kunibiki</i>	( イズモサンショウウオ )	●※1	●※2
	14) <i>Hynobius naevius</i>	( ブチサンショウウオ )	●※1	●※2
	15) <i>Hynobius nebulosus</i>	( カスミサンショウウオ )	●※1	●※2
	16) <i>Hynobius okiensis</i>	( オキサンショウウオ )	●※1	●※2
	17) <i>Hynobius oyamai</i>	( チクシブチサンショウウオ )	●※1	●※2
	18) <i>Hynobius sematonotos</i>	( チュウゴクブチサンショウウオ )	●※1	●※2
	19) <i>Hynobius setoi</i>	( サンインサンショウウオ )	●※1	●※2
	20) <i>Hynobius setouchi</i>	( セトウチサンショウウオ )	●※1	●※2
	21) <i>Hynobius stejnegeri</i>	( コガタブチサンショウウオ )	●※1	●※2
	22) <i>Hynobius tsurugiensis</i>	( ツルギサンショウウオ )	●※1	
	23) <i>Hynobius utsunomiyaorum</i>	( ヒバサンショウウオ )	●※1	●※2
	24) <i>Hynobius vandenburghi</i>	( ヤマトサンショウウオ )	●※1	●※2
	25) <i>Onychodactylus kinneburii</i>	( シコクハコネサンショウウオ )	●※1	●※2
26) <i>Salamandrella keyserlingii</i>	( キタサンショウウオ )	●※1	●※2	
七 二枚貝綱	かわしんじゅがい科			
	27) <i>Margaritifera laevis</i>	( カワシンジュガイ )		●※2
	28) <i>Margaritifera togakushiensis</i>	( コガタカワシンジュガイ )		●※2
植物界	きく科			
	29) <i>Saussurea insularis</i>	( シマトウヒレン )		
	かやつりぐさ科			
	30) <i>Carex lehmannii</i>	( センジョウスゲ )		
	31) <i>Eleocharis tetraquetra</i> var. <i>tsurumachii</i>	( カドハリイ )		
いね科				
32) <i>Stipa alpina</i>	( ヒゲナガコメスキ )			

※1 両生綱で、今回新たに国内希少野生動植物種として追加する必要があるもののうち、その卵を指定する必要がある種については、政令第2条第2号ロにおいて、既に鳥綱、爬虫綱、両生綱として一括指定されていることから、条文の改正は不要。

※2 特定第二種については別表第四に記載。